

## 特別口座に関する公告

平成 20 年 10 月 22 日

株主および登録株式質権者 各位

横浜市戸塚区上矢部町 995 番地 1  
株 式 会 社 テ イ ン  
代表取締役社長 市野 諒

当社は、株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」といいます。）が、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）（以下、「決済合理化法」といいます。）の施行日から当社の普通株式を振替株式として取り扱うことに同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第8条第1項の定めに基づき、下記のとおり公告いたします。

### 記

#### 1. 特別口座※ の開設および記録をおこなうための通知

当社は機構に対し、決済合理化法の施行日において機構に株券を預託されていない株主および登録株式質権者について同法附則第 8 条第 5 項各号に定める事項を通知いたします。

#### 2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社が、決済合理化法附則第8条第4項の申出により特別口座を開設する口座管理機関の住所および名称は、次のとおりです。

住 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 2 番 4 号  
名 称 日本証券代行株式会社

以 上

---

※ 「特別口座」とは、決済合理化法の施行日において機構に株券を預託されていない株主および登録株式質権者の権利を確保するために、当社が株主名簿上の名義で開設する口座のことをいいます。

なお、事務手続き上、特別口座の開設は同法施行日が平成 21 年 1 月 5 日とした場合に、平成 21 年 1 月 26 日以降となりますのでご了承ください。